



関市女性が働きやすい 職場認定制度

女性がいきいきと働くための職場環境整備に積極的に取り組む事業所等を社会保険労務士がヒアリングし、市独自の基準で「女性が働きやすい職場」として認定しています。「関市第3次せき男女共同参画まちづくりプラン」に含まれている女性活躍推進計画に基づき、働く女性が活躍できる社会の実現を目指し、平成31年3月にスタートしました。

認定要件

- **女性が働きやすい環境整備に積極的に取り組んでいること**
(例)「育児・介護に関する就業規則等を定めている」「介護・子の看護等休暇がある」「キャリアアップ、就業継続のための研修など学習機会を設けている」など
- **市内に事業所があり、かつ、今後1年以上市に所在する意思があること**
- **市税の滞納がないこと**

